



気象情報を知る  
~被害を未然に防ぐ~

# 竜巻に備えて

昨年5月6日、西田井地区を中心に発生した竜巻による被害から、はや一年が経過しました。竜巻の怖さを再度認識し、日ごろから一人一人が気象情報に関心を持つことが必要です。

## 気象情報を事前に入手し、対策に努めよう！

竜巻の発生予測は大変難しく、気象庁の発生的中率も2%程度となっています。テレビ・ラジオのほか、気象庁ホームページの「竜巻発生角度ナウキャスト」などを活用し、気象情報を把握しましょう。日本中どこにでも、季節を問わず発生する恐れのある竜巻に対して、自らの防災意識を高める必要があります。

## 竜巻発生の可能性に応じた段階的な情報発表に注意！！

### 情報発表のタイミング

- 半日～1日前** 『気象情報』発表  
 ◆「竜巻など激しい突風のおそれ」と明記します。
- 数時間前** 『雷注意報』発表  
 ◆「雷注意報」発表時に、落雷、ひょう等とともに、「竜巻」を明記。
- 0～1時間前** 『竜巻注意情報』発表  
 ◆今、まさに竜巻の発生しやすい気象状況になっています。



## 竜巻が身近に迫ったら…

### 【屋外では】

- ◆近くの頑丈な建物に避難する。
- ◆頑丈な建物が無い場合は、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る。
- ◆飛来物に注意する。
- ◆車庫、物置、プレハブを避難場所にしない。
- ◆電柱や太い樹木から離れる。

### 【屋内では】

- ◆家の最下階の窓のない部屋に移動する。
- ◆頑丈な机やテーブルの下に入るなど、身を小さくして頭を守る。
- ◆窓やカーテンを閉めて、窓から離れる。
- ◆雨戸、シャッターを閉める。



【問い合わせ】安全安心課 消防防災係  
☎ 83-8396 FAX83-8392

## 知っていますか？ 児童扶養手当のこと



父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の、生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

### 手当の対象となる方

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童、または20歳未満で重度の障害の状態にある児童）について、その児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に、その父、母または父母以外の養育者に対し支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した児童 ②父または母が死亡した児童 ③父または母が一定程度の重度の障害の状態にある児童 ④父または母の生死が明らかでない児童 ⑤その他（父または母が1年以上遺棄している児童、父または母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻しないで生んだ児童など） ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童（H24年8月より追加）
- ※支給対象に該当しても、児童が児童福祉施設に入所したとき、または請求者および児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けることができるときなど、手当が支給されない場合があります。

### 所得による支給制限

手当を受ける方の前年の所得が一定の額以上ある場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）は手当の一部または全部の支給が停止されます。扶養義務者（同居の直系血族および兄弟姉妹）等の所得による所得制限もあります。

#### ◆受給資格者等の所得制限限度額表

扶養親族数	受給資格者（本人）		配偶者、扶養親族者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1人につき380,000円加算		

※上記限度額に加算されるもの【請求者本人】老人扶養親族扶養控除10万円、特定扶養親族および16歳以上19歳未満扶養控除15万円【扶養義務者等】老人扶養控除1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族がいないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

### 手当月額と支給月

#### ◆手当月額（平成24年度）

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	41,430円	所得に応じて41,420円～9,780円
2人	46,430円	児童1人の手当月額に5,000円加算した額
3人	児童1人増すごとに3,000円加算した額	

◆支給月 手当は認定されると認定請求した日の翌月から支給され、4月、8月、12月の3回、支払月の前月分までが支給されます。

### 手当額の一部支給停止について

支給開始月から5年または、支給要件（離婚など）に該当した月から7年を経過したときは、手当額の一部支給停止の対象となります。ただし、就労している方、就職活動をしている方、自立に向けた職業訓練学校に通学中の方など、就労意欲があり自立に向けての努力をしている方、あるいは障害があり就労できない理由がある方については、手続きをしていただいた上で、従来どおりの支給となります。

【問い合わせ】児童家庭課児童家庭係 ☎ 83-8131 FAX82-2340